一般質問

・産廃問題について

鈴木克己

問 産廃問題に関しては令和元年12月に行われた産廃施設建設の賛否を問う住民投票で9割以上の反対があったにも拘わらず、いまだ解決に至っていないのが現実です。本来ならば、産廃誘致の当事者である池新田財産区管理会が、住民投票の結果を受けて、池新田財産区民に謝罪し、産廃反対の立場をとるべきだったと思います。財産区管理会とは、財産区民の意向を反映させるためにできた制度であるからです。住民投票の結果が出た時点で、財産区管理者の市長に契約解除に同意する旨を申し出るのが法律を遵守した行為です。

建設予定地に隣接する堤防は高潮により浸食されています。津波浸水区域への立地は危険です。内閣府の中央防災会議によりますと、今後30年間で「南海トラフ地震」が起こる可能性は7割から8割、最大でM9クラスの地震が発生すると予測されています。

このような状況の中、産廃問題の責任者であります市長の考えは

答 大栄環境㈱へは、令和2年7月に訪問、金子社長と面談し、事業の撤退を強く要請してきました。年内までに方向性を示すように伝えています。

池新田財産区管理会へは、令和2年8月に話し合いの場を持ち、口頭で財産区民の意見の集約と計画の断念に向けての協力要請をいたしましたが、現在も考え方は変わっていないことを確認しましたので、12月に改めて文書で契約解除に向けて協力要請をしたいと考えています。

問 財産区管理者の市長と財産区管理会との話し合いが平行線で、解決に至らない場合は、県知事に「紛争裁定」を求める予定はありますか（自治法第296条の6第2項）

答 ありません。

一般質問

・原子力災害について

名波和寛

問 令和2年御前崎市議会9月定例会での一般質問の答弁にて、市長から原子力災害が起こった際、住民の皆様には、原則、自家用車により避難して頂きますとの回答を頂きましたが、どこへ避難するのですか。現在、市内に放射線防護施設は、16施設ございますとの回答を頂きましたが、各地区の体育館など、9施設の中には、収容人数が33人の地区センターが一部の地域にあります。また、この地域には、体育館もありません。以前は、中部電力㈱所有の体育館をお借りしていましたが、現在は、耐震の許可が通らないため、使用禁止になっています。このような状況についての市長の考えは

答 本市では「原子力災害広域避難計画」を平成29年3月に策定し、市のホームページで公表するとともに、広報紙でも本年2月から6月までの5回掲載し、市民の方々へ広く周知しております。避難先につきましては、単独災害であれば浜松市、地震などの複合災害により浜松市に避難することが困難な場合は、長野県に避難していただく計画となっております。原則、自家用車での避難になりますが、災害で自家用車が使えなくなった、或いは、長距離の運転に不安がある方は、バスでの避難となります。市内8か所に設けました一時集合場所へ集合していただくことになります。避難計画では避難経路を指定しておりますが、有事の際は道路が通行止めの場所も考えられますので、その際は、市が迂回路などの情報を収集し、周知いたします。

放射線防護施設の収容人員についてでございますが各地区単位ではなく、市全体の人数で考えておりますので、隣接した地区の放射線防護施設への避難をお願いしたいと考えております。

中部電力㈱の体育館につきましては、中部電力㈱の考え方があると思いますので、答弁は控えさせていただきます。